

国立療養所沖繩愛樂園及び宮古南静園の施設整備等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年五月十八日

参議院議長 安井謙殿

喜屋武眞榮

国立療養所沖繩愛樂園及び宮古南靜園の施設整備等に関する質問主意書

ハンセン氏病患者は、沖繩県以外の府県では年々減少しつつあるが、沖繩県においては今なお施設への入所者数は増加の傾向にある。一方施設整備の面をみると、沖繩県以外の施設ではほぼ整備されてきているが、沖繩県の場合は大幅な遅れがみられる。沖繩県のハンセン氏病の解決に対しても熾烈な要望があるにもかかわらず復帰八年目を迎えた今日、いまだに本土並みが実現しないのはまことに遺憾とするところである。これでは日本のハンセン氏病の根本的解決が図れないことは明白である。なお、去る昭和五十二年六月八日提出の沖繩愛樂園、宮古南靜園の職員増員について本土並みにするための計画を示せという質問主意書に対し、五十二年度で大島青松園一〇〇に対し沖繩愛樂園九九であり格差は解消されていると答弁しているがこれは事実と相違している。

そこで以下の諸点について質問する。

一 本土との格差是正のため国は、いかなる措置をとつてきたか具体的に承りたい。

格差是正のための特別措置をとつているとすれば、さらに拡充継続し、格差の早急な完全是正を図るべきものと思うがどうか。

二 沖繩と規模において類似する他県のハンセン氏病療養所の患者数、職員数を比較すると、沖繩県の場合明らかに職員の定員数が不足している。これらの格差是正のため、それぞれ以下の点について改善すべきものと思うがどうか。

(1) 沖繩愛樂園について、医療職(一)の医師定員の二人増員、医療職(二)の定員の二人増員、医療職(三)の看護婦定員の七人増員及び行政職(四)の定員の二十七人増員を早急に実現すべきであると思うがどうか。

(2) 宮古南静園について現在園長を含めて医師が二人しかいない。そこで内科医・眼科医・婦

人科医・医療技術員を各一人新たに配置し、さらに看護婦の十五人増員を図るべきであると思ふがどうか。

(3) 両園について、特に看護助手が不足し不足数をいわゆる賃金職員で補つてある。これらの賃金職員を定員化するなど待遇の改善を早急に行うべきであると思うがどうか。

三 沖繩愛樂園の場合、不自由者棟の整備状況をみると不自由者総数四五八人に対し整備済病床数は二四三にすぎない。早急にこれらの整備をすべきものと思うが、いつまでに完了するか承りたい。

また沖繩二園について、軽症夫婦者棟の整備、独身寮の整備その他国内施設の整備を早急に行うべきものと思うがいつまでにやるのか、それに伴う職員の配置を含めてその計画を示されたい。

四 現在沖繩愛樂園の訓令定床は六九〇人であるが入所者は六九四人である。

また前述のように、沖縄におけるハンセン氏病患者の施設入所者も増加の傾向にあるうえに、沖縄のみに認められている在宅治療者が五四〇人余もあること、またやむをえず他府県の施設において療養していた沖縄県出身者の受け入れの必要性があること及び再発や後遺症の治療による再入園者の受け入れの必要性があること等からその定床を愛楽園を八〇四人に南静園を三〇〇人に増床する必要があると思うがどうか。

五 医療センターを沖縄愛楽園にも設置し、南静園の患者も含めて収容し、名護病院及び中部病院において治療を受けさせることが切望されているが、その計画があるか、あるとすれば何年度に計画が実施されるか承りたい。

右質問する。